

令和7年度（2025年度）SNSを用いた熊本の「食」の魅力発信業務委託 企画コンペ実施要領

本要領は、令和7年度（2025年度）SNSを用いた熊本の「食」の魅力発信業務委託の契約相手先候補者を企画コンペにより選定するための手続きについて、必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

熊本県は素晴らしい自然や豊富な水資源に恵まれ、全国1位の生産量を誇るトマト、スイカ、デコポンをはじめ、多様な農林畜水産物が生産されている。

一方で、県民の6割以上が本県が全国トップクラスの農業県であることを認知しておらず、食事がおいしいイメージランキングでも全国28位という現状になっている。

本県が目指す、「食のみやこ熊本県」の創造にあたり、県民の食への興味・関心度を高めるとともに、熊本の食のイメージ向上を図る必要がある。

こうしたことから、拡散力が高く幅広い層へリーチできるSNS（TikTok、Instagram）を用いて、県内外に向けて、熊本の食の魅力を多角的に発信することにより、県民の食への興味・関心度、県外からの熊本の食のイメージ向上、ひいては最終的な行動（消費・購買・来熊）につなげることを目的とする。

2 業務内容

別紙「令和7年度（2025年度）SNSを用いた熊本の「食」の魅力発信業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

3 契約期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月13日（金）まで

4 委託料の上限

3,300千円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

なお、提示額は提案にあたっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、提示額とは必ずしも一致しない。

5 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- （1）熊本県における物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加資格を有し、指名停止措置を受けていない者。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- （3）次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けている者。
- イ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けている者。
- ウ 国または地方公共団体による指名停止処分の期間中である者。
- （４）消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がないこと。
- （５）宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- （６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

6 選定方法

企画提案書等について、別表１の審査基準に基づき、書面審査とプレゼンテーション審査を行い、県が最適提案者を決定する。企画提案者が１者の場合は書面審査のみを行う。

（１）第１次審査（書面審査）

募集期間終了後、資格審査のうえ、別表１の審査基準に基づき評価し、その合計を評価点とする。

評価点が高かった上位３者を第１次審査通過とする。

ただし、平均点（合計評点を審査員数で除した点数）が６０点を下回る場合には、当該参加者を第１次審査通過としない（企画提案参加者が２者の場合も含む）。

企画提案参加者が１者の場合は、全ての審査員が合計評点を５０点以上と評価した場合に、当該参加者を契約相手先候補者とする。

なお、必要に応じ電話等によるヒアリングを実施する。
選考結果については、提案書記載の住所あてに文書にて通知する。

(2) 最終審査（プレゼンテーション）

第1次審査を通過した提案者については、以下のア、イにより、提案者によるプレゼンテーションを行い、別表1の審査基準に基づき評価し、最も評価点が高かった提案者を受託者として選定する。

なお、選考結果については、提案書記載の住所あてに文書にて通知する。

ア 日時

令和7年（2025年）8月8日（金）を予定
質疑応答を含め、持ち時間は20分程度とする。

イ 詳細な日時、場所等

第1次審査を通過した提案者に文書にて通知する。

7 質問

本企画コンペに参加を希望する者からの質問を次のとおり受け付ける。
なお、質問は提出書類の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限る。

(1) 提出書類

質問票（様式2）

(2) 提出方法

質問票を、本文書末尾に記載の電子メールアドレス宛てに電子メールにて提出すること。また、送信後は必ず受信を電話で確認すること。

なお、電話又は口頭のみでの質問は受け付けない。

(3) 提出期限

令和7年（2025年）7月14日（月）17時必着

(4) 質問への回答

質問に対する回答は、電子メールで行う。なお、回答内容は、必要に応じて熊本県のホームページに掲載する場合がある。その際、質問者名は公表しない。

8 参加申込み

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式1） 1部

イ 会社概要（会社概要の分かるパンフレット等） 1部

ウ 登記事項証明書 1部

法務局が提出日の3か月以内に発行した現在事項証明書の原本に限る。

エ 直近一事業年度分の貸借対照表及び損益計算書の写し 1部

オ 納税証明書（原本、3か月以内に発行されたもの） 1部

（ア）消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書

（イ）県税に未納がないことの証明書

熊本県内に本店又は支店等がある場合は、各広域本部、各地域振興局、県自動車税事務所のいずれかで発行する「熊本県税（全般）について未納税額はありません。」の証明書。

熊本県内に本店又は支店等がない場合は、本店所在地の都道府県が発行する都道府県税に未納がないという証明書。東京都等「都道府県税に未納がない」という証明書が発行されない場合は、法人住民税及び法人事業税・地方法人特別税についての直近の事業年度分の納税証明書。

カ 委任状 1部

本店の代表者から支店、営業所等の代表者への契約行為の権限を委任する場合に限る。様式は任意とする。

※ 令和7年度（2025年度）熊本県の入札参加資格を有している者は、上記ウからカまでの書類を省略することができる。その場合、別紙様式1にある「（参考）入札参加資格」欄に該当する登録番号を記入すること。

（2）提出先

本文書末尾に記載の提出先

（3）提出期限

令和7年（2025年）7月18日（金）17時必着

※持参又は郵送とし、郵送の場合は期限までに必着すること。

9 企画提案書の提出

企画コンペの参加希望者は、企画提案書とその他の必要書類（以下、「企画提案書等」という。）を提出すること。

（1）提出書類

ア 提案書表紙（様式3）

イ 企画書（任意様式）

エ 事業者の取組に関する申出書（様式4）

オ 参考見積書・経費内訳書（任意様式）

※見積明細については、別添基本仕様書「4 業務内容」に定める項目ごとに内訳を記載すること。

（2）企画提案内容

以下（ア）～（コ）の項目について、「6 選定方法」を踏まえた上で、実際の事業をイメージできるよう画像や絵コンテ等も用いて企画書を作成すること。

（ア）企画コンセプト

- ・熊本の「食」の魅力をどのような切り口（テーマ設定、動画の構成、雰囲気等）で発信していくのかを示すこと。

（イ）動画の訴求力

- ・視聴者に、熊本の「食」への興味や親しみを持たせる工夫を示すこと。
- ・動画を最後まで視聴してもらうための仕掛けやエンゲージメント（いいねやコメント等）を獲得するための工夫を示すこと。

- (ウ) 動画の長さ、制作本数及び表示回数の増加に向けた工夫
 - ・ 委託期間中に制作する 1 本あたりの動画の長さ及び本数について、投稿時期を含めて示すこと。
 - ・ 動画を投稿する共有サービスの特性を踏まえたインプレッション（表示回数）を増やすための工夫を示すこと。
- (エ) 出演者
 - ・ 出演者の視聴者への訴求力の高さについて示すこと。
- (オ) KPI 設定
 - ・ 動画配信期間における適切な KPI を設定すること。
- (カ) 実績及び制作体制
 - ・ 過去 3 年程度の類似の業務実績を示すこと。
 - ・ 制作体制を分かりやすく示すこと。
 - ・ 過去に制作した動画を視聴できる二次元バーコードを、企画書内に添付すること。
- (キ) スケジュール管理
 - ・ テーマ決定、打ち合わせ、企画・構成案の作成、台本案の作成、撮影、編集、プレビュー、動画投稿という事業スケジュールが分かるように示すこと。
- (ク) 追加提案
 - ・ 本事業の効果を高めるための追加企画を提案すること。
- (ケ) 事業者の取組
 - ・ 該当がある場合は、添付書類とともに事業者の取組に関する申出書（様式第 3 号）を提出すること。
- (コ) 参考見積額
 - ・ 見積書は自社仕様で可とする。ただし、業務項目ごとの内訳を記載すること
- (3) 提出先

本文書末尾記載の提出先
- (4) 提出部数
 - ・ 正本（社名のあるもの） 1 部
 - ・ 副本（社名のないもの） 6 部

※ 副本には、応募者が特定できるような社名・デザイン・記述等を記載しないこと。

※企画提案書はクリップ留めすること（ファイリング不要）。
- (5) 提出期限

令和 7 年（2025 年）7 月 25 日（金） 17 時必着

※持参又は郵送とし、郵送の場合は期限までに必着すること。

募集開始	令和7年(2025年)	7月7日(月)	
質問票提出期限	令和7年(2025年)	7月14日(月)	17時 必着
参加申込書提出期限	令和7年(2025年)	7月18日(金)	17時 必着
企画提案書提出期限	令和7年(2025年)	7月25日(金)	17時 必着
1次審査結果通知	令和7年(2025年)	8月1日(金)	予定
最終審査	令和7年(2025年)	8月8日(金)	予定
最終審査結果通知	令和7年(2025年)	8月中旬頃	予定

11 契約

- (1) 契約相手先候補者と企画提案書に基づき協議を行い、協議が整った場合に、委託上限金額の範囲内で契約を締結する。なお、契約に際しては、仕様書、企画提案書等の内容を一部変更する場合もある。また、当該候補者として選定された者と協議が整わない場合は、次点の提案者として評価した参加者と協議のうえ、契約を締結する場合がある。
- (2) 契約締結に際し、熊本県会計規則第77条の規定により契約保証金（契約金額の100分の10以上の金額）を納付すること。なお、納付された契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。
ただし、同規則第78条に該当する場合には、契約保証金の納付を免除する。

12 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。
- (2) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- (3) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- (4) 提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- (5) 受託者の選定のため、提出された提案書の写しを作成し、使用することがある。
- (6) 提出された提案書は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づき公開することがある。
- (7) 提案に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意し、関係者とトラブルがないようにすること。
- (8) 本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、熊本県に帰属するものとし、本業務以外の業務にて、本業務により作成した成果品及び委託業務実施にあたり新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。
- (9) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
イ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。

ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。

エ その他、協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。

- (10) 審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること。（この場合、次順位の者と契約交渉を行うものとする。）
- (11) 審査で最高位の評価を受けた者を受託者として選定した後に、提案内容を適切に反映した仕様書を作成するために、その者に対して業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (12) 参加者が1者のみであった場合でも、本企画コンペでの選定は実施する。
- (13) 参加表明手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届（様式第5号）を提出すること。

13 提出先・お問合せ先

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18-1

熊本県農林水産部食のみやこ推進局付

担 当 高辻、本田

電 話 096-333-2874（直通）

メール takatsuji-t@pref.kumamoto.lg.jp

別表 1 審査基準

	評価項目	審査の視点・ポイント等	配点
①	企画コンセプト	・ 企画コンセプトは、業務目的に沿っているか。	5
②	動画の訴求力	・ 動画の構成は、視聴者に、熊本の「食」への興味や親しみを持たせる工夫がされているか。 ・ 動画を最後まで視聴してもらうための仕掛けやエンゲージメント（いいねやコメント等）を獲得するための工夫がされているか。	35
③	動画の長さ、制作本数及び表示回数の増加に向けた工夫	・ 動画の長さは適切か。製作本数は十分か。 ・ 動画を投稿する共有サービスの特性を踏まえた表示回数を増やすための工夫があるか。	10
④	出演者	・ 出演者は、視聴者への発信力が高いか。 ・ 企画コンセプトや各テーマと親和性が高い出演者を起用できるか。	15
⑤	KPI 設定	・ 動画配信期間における適切な KPI を設定しており、KPI 達成のための工夫がされているか。	5
⑥	実績及び制作体制	・ 本業務に携わるディレクター等の業務実績が十分であり、高い業務遂行能力及び確実な事業実施が見込まれるか。 ・ 制作に携わる制作人数は十分か。	15
⑦	スケジュール管理	・ 事業スケジュールは、テーマ決定、打ち合わせ、企画・構成案の作成、台本案の作成、撮影、編集、プレビュー、動画投稿という流れがスムーズに展開されるものになっているか。	5
⑧	追加提案	・ 事業効果を高める有用な提案があるか。	5
⑨	事業者の取組	・ 熊本県ブライト企業の認定を受けているか。 ・ 障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があるか。 ・ 事業活動温暖化計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション 21、RE100、再エネ 100 宣言 RE Action のいずれかの認証等、または森林吸収量認証書の交付実績（今年度又は前年度）があるか。 ・ 熊本県 SDGs 登録制度に登録しているか ・ パートナリシップ構築宣言をポータルサイトに登録しているか。	5
合計			100